

九重町広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多様化する住民ニーズに対応し行政サービスの向上を図るために、
税収・使用料等続く新たな財源を確保するとともに、地域経済の活性化に資すること
を目的に、町の資産を広告媒体として活用し、広告掲載するために必要な事項を定める
ものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「広告媒体」とは次に掲げる町の資産のうち、広告を掲載する
ことができるものをいう。

(1) 町のWEBページ

(2) その他広告媒体として活用できる資産で町長が認めるもの

2 この要綱において「広告掲載」とは、広告媒体に企業等の広告を掲載または提出す
ることをいう。

(広告の範囲)

第3条 町の資産に掲載する広告は、町の公平性及び中立性を保ち、かつ、公共性及び公
益性を妨げないものとし、次の各号のいずれかに該当する広告を除くものとする。

(1) 町の品位を損なうおそれがあるもの

(2) 法令等に違反するもの又は違反する疑いがあるもの

(3) 公序良俗に反するもの又は反するおそれがあるもの

(4) 政治活動、宗教活動、社会問題等についての主義主張に係るもの

(5) 個人又は法人の名刺広告

(6) 公衆に不快の念又は危害を加えるおそれがあるもの

(7) 消費者被害の未然防止及び拡大防止の観点から適切でないもの

(8) 青少年の保護又は健全育成の観点から適切でないもの

(9) 町税等を完納していないものの申し出

(10) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載として適当でないと町長が認めるもの

(広告掲載の掲載順位)

第4条 掲載する広告は、公共性及び地域性の高いものを優先させることとし、その順位
は次のとおりとする。

(1) 国、地方公共団体及びこれらに類するものとして町長が認めるものに係る広告

(2) 町内に事業所等を有するものに係る広告

(3) 前2号に掲げるもの以外の広告

(広告掲載の募集方法)

第5条 広告掲載の募集方法、広告の規格、枠数、広告料、広告の期間及び広告の作成方

法等は、広告媒体ごとに町長が定める。

(広告審査委員会)

第 6 条 広告掲載に関する事項について審査を行うために、九重町広告審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、副町長、総務課長、企画調整課長、商工観光・自然環境課長、教育振興課長、広告媒体を所管する課又は施設の長にて組織する。

3 委員会の委員長は、副町長とし、副委員長は総務課長とする。

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

6 委員会の諸務は、企画調整課において処理する。

(会議)

第 7 条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、過半数以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 19 年 8 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 4 月 1 日告示第 48 号)

この告示は、平成 26 年 4 月 1 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。